

12/26
五旗



生活保護引き下げ反対 新・生存権裁判

生活保護引き下げは違憲として提訴に向かう原告ら1125日、京都市

生活保護引き下げは違憲

京都40人が提訴

京都地裁

国の生活保護基準引き下げは貧困状態をさらに悪化させ憲法25条に違反するとして、京都府内に住む40人が25日、国や京都府・市、城陽市に対して、引き下げの取り消しなどを求めて京都地裁に提訴しました。集団訴訟は全国で18番目です。

原告は京都市(38人)、久御山町(1人)、城陽市(1人)に住む、34歳から89歳の男女。政府は2013年5月に3年間で総額670億円もの引き下げを決定し、昨年8月と今年4月の2回引き下げを実施しています。弁護団長の尾藤廣喜

は、原告が全国で累計500人を超えたことに触れ「人数や憲法論、裁判の意義の面でもさらに発展させた『新・生存権裁判』と呼びたい」と訴え。生活保護基準には最低賃金や年金、就学援助などを決定づける役割があるとし「大規模な

引き下げは社会保障予算を減らす狙いだ。利用者だけではなく、私たちの制度だ」と強調しました。

原告の竹井登志郎さん(43)は、京都市山科区は、ともに精神疾患をかかえる妻と合わせて月1万数千円が減ったと述べ「毎食のおかずの数を減らし、風呂の水の入れ替えも毎日から週1回程度にした。月1回の映画鑑賞もできなくなった。衣食住も人付き合いも削

った生活が健康で文化的な生活か」と告発しました。